

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持にご協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係者(裏面参照)の皆様から
原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。

国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、ご協力をお願いします。詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページをご覧ください。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし(接待)
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



利害関係者とは、職務として携わる許認可、補助金、立入検査、監査・監察、不利益処分、行政指導、所管行政、契約等の相手方などを指します。

※あなたが、国家公務員が行う上記の事業の相手方である場合は、**利害関係者**です。

割り勘など利害関係者の負担によらない飲食は禁止されていません。

利害関係者ではない事業者等であっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

公務員倫理ホットライン



URL:<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど
通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう
万全を期しています。匿名での通報も可能です。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和8年3月 国家公務員倫理審査会作成